

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する規程

平成24年2月16日

岡山県警察訓令第3号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する規程を次のように定める。

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する規程

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、朝食の額については416円、昼食の額については489円、夕食の額については489円、日額については1,394円をそれぞれ上限とする。ただし、疾病その他特別の理由があるときは、これらの額を超えることができる。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月12日警察訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月3日警察訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月12日警察訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月17日警察訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月28日警察訓令第3号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月3日警察訓令第2号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。